

ザ・パスポート

帰国者の裁判を考える会

郵便振替 東京都港区新橋2-3-8
東京2-3-8-8-16-3-4 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円(送料72円) 年12回 分3000円



30

1992年12月24日発行

泉水裁判での高裁判決の不当性

① 反動判決！

11月10日、東京高裁で泉水博同志に反動判決がありました。「控訴棄却、懲役1年」というものです。しかし、その中身は、一審判決より大きく後退したものでした。

私たちが争点のひとつにしたのは、丸岡公妨逮捕が違法であった以上、そこで押収されたパスポートは違法収集証拠であり、それにもとづく泉水逮捕も違法となるということでした。そのことに気づいた地裁判事小出は、丸岡のパスポートを証拠として採用せず（旅券法違反なのに旅券を証拠として採用しなかったのだ！）、公妨違法逮捕の難関を突破したのです。ところが高裁判事横田は、丸岡公妨逮捕は合法であった、と判断しました。易しく言うと、一審では、丸岡公妨逮捕が違法であったことを半ば認めたのに、二審では合法であるとしたのです。何が問題かと言うと、丸岡の場合の公妨逮捕が合法であったとなると、公安警察が誰かを拘束したい場合、警察官が一人で勝手によろけて見せ、「公務執行妨害だ！」として令状なし逮捕がやり放題になることです。これでは、戦前の治安彈圧と何ら変わることはありません。法的には職務質問で身柄を拘束することはできません。そこで公安警察の連中が編み出した方法が、「公妨デッチアゲ」です。このようなことは、私にやられただけでなく、中核派などにも使われています。最近では、組合活動家が、時分の持ち家の自宅を住民登録しているのに、その家に帰っていないからとして、「公正証書原本不実記載」で逮捕されました。外泊の多いあなた！いつ逮捕されるかわかりませんよ。私の住民登録は大阪にありますが、獄中でそこに住めない私も「不実……」になるんでしょうか。

今回の判決は、「公安秩序の維持」のためには、警察は何をやっても良いのだ、と高等裁判所が宣告したことになります。

② 他の争点については略。

泉水同志と弁護団は、ただちに上告を決定しました。

③ 報道の姿勢

朝日新聞の当日の夕刊は、日本赤軍と泉水同志を非難した部分だけ報道し、NHKが「泉水被告が運命に弄ばれたことに同情の余地はあるが」をつけて流したニュースと比べれば、ひどいものでした。日本のマスコミは、逮捕されると警察と検察発表を垂れ流すだけで、判決があれば、判事の言い分だけを書いてそれで良しとする。被告、少なくとも弁護人に話を聞いてみようとはしない。そして判決文では、治安維持法的観点のだけを垂れ流す。ナメンナヨ！

丸岡 修

—— *さん（女性）が某月某日、丸岡に面会 ——

* こんなにちは。お久しぶりです。今日、永田さん（連合赤軍の）に面会に来たんですけど、先に面会者がいたので、丸岡さんを申し込んだんです。お流れでごめんなさいね。

M こんなにちは。いやいや、お流れでも大歓迎。面会者がある日と無い日では、その日の気分が大違いますねん。永田さんの調子はどうです？

(○) * ちょっと大変みたい。丸岡さん、面会に来る人は多いんですか。「考える会」の人とか来るんですか。

M 平均すると週に一人くらいかな、今は。「考える会」の人は、少人数でやっているし、平日は忙しいから一人が月に一回来る程度。東拘が土曜閉院する前は、土曜日には獄中者組合の人が来れてたけど、今は土曜あかんから余計に少ななったなあと感じる。まあ、接見等禁止が3年8カ月もやられていて、全く誰にも会えなかつたから（家族を除いて）、週に一回あるだけでもありがたいと思うてます、多い時は、週に2、3回の時もあるし。

* （まじめな顔をして）聞いたんですけど、丸岡さんはマゾヒストなんですか？ M は丸岡のMではなくて、マゾのMや、て言われてましたよ。

M （あせって）マ、マ、マゾオ。違う違う（と必死ではなく笑いながら否定するので迫力がない）。あっ、わかった。そんなこと言うてんのは、○○のXさんやろ。

* そう、わかりますう？「痛みがだんだんしびれに変わってきて痛くなくなって、気持ち良くなるんだってえー。丸岡さんはマゾだー」って、言ってましたよ。

M あれね、マゾの話とちやうねん。Xさんが拷問の話を聞いてたから、どんなんがあるか教えただけやん。「痛いのお？」と聞くから、「痛いけどそのうち慣れる」と言うたんや。たとえば、指と爪の間に針を刺しそまれるんやけど、最初は痛いけど我慢してたらだんだんしびれてきて、苦痛ではなくなってくるし、拷問は絶対に耐えられるという話をしたんや。

* （疑わしそうな目をして）本当にマゾではないんですか？ M ちやう、ちやう。Xさんは、いつもわざと大げさに言うんやから。

M （少しあわてて）半分にして聞いとかな。（立ち会い筆記の看守の方を見て）そうやろ。この看守がXさんとの面会の時はいつも立ち会うとるから、あれはマゾの話やのうて、拷問の話やったというのを証明してくれる。（看守が笑いながらうなづく。この看守はいつもXさんに口でいじめられると）

* なんだ、うそだったんだあ。（なぜか残念そう） M そうやがな。（ホッとする）

* ところで『話の特集』8月号を読みました。本屋で立ち読みしたんですけど、悪いなあと思いつつ買わなかったの。コピーを送ってくれたから、それを読みました。ありがとうございました。むこうのこと（中東）が少しわかつたみたい。

M 「話の特集」は残り少ない良心的な雑誌だから、できれば買うてやった方がええよ。毎号赤字で大変みたいやし。こういう出版社には長生きしてほしい。(『噂の真相』も推薦します)

* 丸岡さんが出だしのところで引用している文章があるでしょう(『ペイルート82年夏』話の特集刊、1545円)。キャンプの入り口で子どもたちが爆弾を身につけてイスラエルの戦車に立ち向かって自爆する、わずか十才くらいの子どもたちが命を賭けて闘ってるっていうの。ズーンときた。その引用文があるからこそ、あの部分のアラブの人たちの闘いの意味がわかった。日本では、なんでパレスチナやレバノンの人たちが武器をとって闘うのかわからないでしょう。実感ないし、ああいう中東の状況では、子どもたちまで武器を持って闘うのが自然なんですね。

M そう、そこが大事な視点なんやと思う。むこうでは、生きることと闘うこと、生活と闘いが一つのものとしてある。侵略、抑圧を受けている地域では、生きようと思えば闘うしかなかった。要はそういうことなんやね。だけど、今の日本でも、本当に人間として人間らしく生きようと思うたら闘うしかない。服従は、屈辱と死しかもたらさない。だから人々は、何の抵抗もなく、鍋や鎌を持つと同じ気持ちで銃を持つ。これは日本と大きく異なる。日本では中流意識の人々が8割から9割もいて、こういう人たちにとっては、闘わなくても生きていけるから、むしろ闘うと生きづらいこともあって、生活と闘いの場が一つでなかつたりする。昔の三井三池炭坑労働者や現在の三里塚農民の場合、生活権を守ろうと思うたら闘うしかない。もっと生活と密着した闘い方を追求すべきやと思う。普通の人こそ本当の力を持っているし、そういう人たちが立ち上がらない限り、日本は変わらんやろね。

* 日本でも武装闘争は可能なんですか。

M はっきり言って、難しいでしょう。今の状況では。武装闘争は本来、人民自身のものとしてあるべきで、ごく一部の者がやっても孤立するだけでしょう。その意味では、武装闘争の条件に欠けている。しかし、今の日本の支配階級(独占資本、官僚機構など)が平和的な権力の移行に同意することはありえない(チリのアジェンデ政権は結局、CIAの介入と軍のクーデターによって倒された。日本で仮に社会党が政権をとれば、自衛隊が動かなくても官僚機構、財界、保守マスコミによる妨害によって倒される可能性は充分にある)。平和的に社会が変革されるのが望ましいけれども、国家権力に抵抗できる武力は準備されていないといけない、と私は考えています。それを見通した上の武装闘争というのは、やはり必要だと思う。局面によっては徹底した闘いも必要でしょう。私たちは、武装闘争を自己目的にはしないけど、放棄もしません。

かつての赤軍派や東アジア反日武装戦線、今の中核派や革労協などの武装闘争を否定しません。(不十分な点は色々あるが)重要なことは、武装闘争のみに闘いの質を一面化しないこと、人民大衆に被害を与えること、そして何よりも大事なことは、人民自身の武装に力を置くことです。やる以上は、人民性、正義性、持続性が必要だし、必勝の条件でやるべきだし、今の段階では遊撃的なものでないとダメでしょう。いずれにせよ、公安当局がわめくような「奪還闘争」というレベルのものでは、私たちは一切考えていません。

* おっちゃん(おじさんのおっちゃんか、オサムのそれか、オジサンのおっちゃんです)。

解 放 区

92年1.1月

— 今回は『バス』29号への意見 —

丸岡 修

・ Aさん（獄外）

ところで、29号を読みました。最初の泉水さんについての文章を読んで、すごいなあーと感心。思わず、判決の日、傍聴に行こうかと思ったけど、多分混んでて、あたしなんかよりもっと判決を傍聴したい人がたくさんいるだろうと思ったんでやめました。次号の『ザ・パスポート』に判決のことが載るのかな？

その他、集会にむけての文章はガラが悪いと思うけど、まあ、ええんとちゃう。そういう気分の時はあるもんね。それにしても、プロのヤーさんが丸岡さんのガラの悪い言葉に感心するってことは、『ザ・パスポート』を読んではるんですか？ それはおもしろい。

・ Bさん（獄中「一般刑事」）

今日は泉水博さんの判決ですがどうだったでしょうか。肉親の兄さんが亡くなられていますので、本日法廷でも寂しい思いで判決を受けられたことと推察します。小生も一人身になってしまったのでよくわかります。日本のために世界のために頑張ったと思って胸を張ってもらいたいと思います。神は泉水さんを見捨てはしないでしょう。カンパのお願いの文が裏表紙に書いてありますが、現在の時分にカンパの力がないので心からお許し願います。

……昼のNHKニュースで泉水さんの判決の内容を聞きました。懲役2年です。丸岡さんの旅券の手助けをしたとありました。泉水さんには同情の余地はあるが、日本赤軍に応援をしたことが悪い、とありました。この裁判官横田某と言いましたっけ。

話しあはれますが、ペイルートの暑い夏では、同志の皆さんは命をかけてパレスチナのために闘争されたことに敬意を表します。私が今考えることは、この汚れ切った日本に必要なのは、まず権力を潰すことにあると思います。私のこの身が自由であれば、ヘリに乗り込んで爆撃して潰してみせるのに。（後略）

・ Cさん（獄外）

① 革労協系の9・16「パレスチナ人民連帯集会」へのメッセージ。パレスチナの現況について……の大半の部分は、一応、適切でふさわしいもの、と思いながら、尚、無いものねだりをすれば、丸岡さんの個人の思い（自身の眼で見、聞き感じた言わば、心臓の鼓動のようなもの）のみで綴られていたら、と言いたい。5ページの8行は、そういう意味で公式的、形式的で、紋切型であり、残念ながら聴衆の心肝に伝わるかどうか。

② 8・2戦旗・共産同集会へのアピールは、その意図と共に内容ももっととあまり異義なく読みましたが、あまりにも論文的でアピールとしてはわざらわじい気がする。例えばソ連・東欧社会主义の破綻の根拠がどこにあったか、のあとに続く箇条は、それこそ箇条

だけでよいように思います。第一に、継続革命の放棄にあった、第二に無謬の党観にあった、第三に人民を革命の主人公にしていなかった、第四に、第五に、……と言うだけで。そして、同様に、「日本共産主義者の任務は、基本的には以下の3点……」も。そして最後の3行、「その違いは……革命実現の過程で克服できる」という部分をこそ（大変に困難で難しいし、権力との関係もあることだが）、具体的な、例えばというような例示あるいは示唆で示すことだ、と思います。

③ 「近頃むかつく3題」、丸岡さんの（いささかちょっぴりだが）肉声が聞こえてきて、おもしろく読んだ。もっとざっくばらんが良い。大阪弁つこうたらもっとおもろなるやろ、と思う。

☆散歩の途中で、あんまりキレイやったんで拾ってきた柿の落葉を送ります。

[→東拘では「1見後領置」でした。丸岡]



・Dさん（獄中）

泉水さんの判決、残念でしたね。どういう理由があろうと有罪に変わりなしの内容が露骨な判決でしたが、ただ、おおいにひつかかったのは、朝日の記事の扱いです。非難したところだけの部分を引用しているのですからえげつないです。このニュースに関する限りは、NHKのニュースの方がましでしたね。



・Eさん（獄外）

私は泉水さんを直接は知らず、関わりもしてきましたが、とても気になっていました。判決公判の傍聴もとても少なかったそうです。残念です。体に気をつけてがんばっていってほしいと思います。



・一言

昔にいただいた読者の方々の意見と順に載せていくと、現在にとても追い付けないし、『パス』の発行自体も追いつきません。従って、この欄はこれからのお見せになります。

尚、27号に紹介すると約束した植垣氏からの批判は、旧ソ連が国際反帝闘争で果たした役割に対して（否定面を批判しつつも）肯定的である日本赤軍（及び私）の考え方に対するものです。党派的立場は異なるものの同様の批判は、「新左翼諸党派」系の人たちからもあり、これについては、今後、ひとつにまとめて、私の見解を述べます。今、色々と消化しきれないほどの課題を抱えていて（裁判の方は弁護団の先生方に任せきり）、来春になります。植垣氏が確定してしまう「連赤事件」最高裁判決前には書きます。（丸岡 修）

寒中お見舞い申し上げます。

1. 丸岡公判

私の公判の方は、弁護側反証に入っており、93年1月の公判から「被告（私）尋問」に入る予定です。地裁側では、3月までに結審し、早急に判決を出そうとしています。たいてい、地裁側が判決を急ぐ時、被告に不利な結論が弁護側反証を待たずに決まっています。こうなると、裁判というのは、検察の一方的なデッチアゲ起訴を正当化するための儀式になってしまいます。

12月16日(水)の公判では、映画監督の若松孝二氏が被告側証人として証言される予定です。反証趣旨は、「日本赤軍がアラブ・パレスチナにおいて確固たる政治的地位を築いている事実」です。

同様に、中東問題研究者の東大教授・板垣雄三氏を弁護側証人として申請し、「アラブ・パレスチナ問題がイスラエル建国と深く関わっている事実」を立証しようとしていますが、裁判所は何と、「著作を証拠提出すれば充分」という全くふざけた回答を寄せこし、採用拒否をする方向にあります。日本赤軍の政治性を一切無視し、「犯罪者集団」として描くには、このような「学者証人」は、裁判所側には邪魔でしょうがないのです。

検察側は、目撃証言があるとして、2つの「ハイジャック」闘争時の十人ほどの乗務員調書を提出しています。ところが、実際には乗客の調査を含めて、2百人以上の調書があります。検察側はそれらすべての調書の開示を拒否し続けています。それらの中には被告側に有利な証言（ハイジャッカーは丸岡ではない）もあるはずなのに、裁判所は、「開示請求するのなら何点かだけ特定しなさい（全部は認められない）」と言っています。これでは、公平な裁判を受けられようがありません。

これが今の私の裁判の状況です。

2. 29号について若干

「82年のベイルートの暑い夏」は、28号の「話の特集」掲載文へのまえがきであったのですが、編集上の都合で29号への掲載になりました。28号のと一緒にお読み下さい。読者の皆さんに負担をかけて申し訳ありません。

「生き延びている戦犯共」は、ちょっと言葉遣いが悪すぎて怒られるかな、とびくついていたのですが、「ええんちゃう」ということで安心して、大阪弁、河内弁を使わせてもらいます。他の人たちからも、「ザ・パスポート」は固すぎる、丸岡が他のパンフなんかで書いているようなくだけたものが良い、と言われていますので努力します。いやなに、「考える会」の人たちはマジメ人間ばかりやから、ついこっちもマジメになってもうて（「ほんなら、ちゃんと毎月の原稿を早う書け」というH氏の声が！）。

3. 「リッタ闘争20周年にあたって」について

そのⅢを30号にも掲載できませんでした。31号に続けます。意見・批判を少しいただいているので、31号以降に書いていきます。遠慮なく、ご質問、ご意見を下さい。

4. 29号「28号の正誤」の正誤

月刊誌「情況」の誌名が「状況」になっていました。再び「情況」の編集部さん、すみません。

5. 「話の特集」12月号に

私が書いた「サプラ・シャティーラの虐殺から十年、中東和平会議の今」が、「特集・裸のアジア」の末席を借りて出ています。そのうち「バス」に転載してもらいます。重信房子著「ペイルート82年夏」は是非、買って下さい。十年経過した今でも、この戦争ドキュメントは生きしいものがあります。決して小難しい本ではありません。1545円は決して損にはならないと思います。(28号の出版案内参照)

6. 21日に、被逮捕から5年。早いものです。

○ では、皆さん、カゼなどひかれませぬよう。コホッ！ゴホン！

「解放区」への追加

・Fさん（獄中）

「ザ・バス」29号の一点批判させて下さい。「近頃むかつく三題」で、「自衛隊を送る以上は、犠牲を覚悟せんかい！」と書かれているところには、私は大反対です。逆説的な表現で派兵を彈劾されているのはわかりますが、こここのところの主張は、危険だと思います。〈出た以上は軍隊として軍事行動を貫け〉と言っている、ととられかねません。そうではなく、まず出るな、そして出た以上は、任務放棄して帰って来い、と言うべきだ、と思います。

→丸岡の回答

○ 仰せの通りです。私の立場は、いかなる理由においても（避難民輸送、災害救援であろうとも）、自衛隊と日本軍の海外派兵には断固反対です。ここで書いた意図は、派兵にも頭に来るが、その先において安全地域で行動し危険地域には行かないというご都合主義にも頭に來ることを書きたかったのです。日本企業が海外に侵出しているが、危険な作業を現地労働者にやらせることも連想して。

ですが、「自衛隊を送る以上は、覚悟せんかい！」では誤解されても仕方ありません。「このような身勝手な国の軍隊の派兵は、この意味でも許されない」に訂正します。

指摘、ありがとうございました。

追加的に、この機会に自衛隊のPKO派兵について書いておきます。

今回、日本は「PKF部門は当面凍結」にしているが、軍隊としてPKOに参加する限りはPKFの（平和維持軍）の活動になる。地雷除去もせず、戦闘もせずというのは交戦地域においては、無用の存在であり、カンボジアでの他の国連PKO参加諸国（西側を中心とした）から「PKF活動をしなければ意味がない」という批判が出てくるだろう。日本政府はこの反応を期待しているのだろう。それを持って現状容認と保守化を深める国内「世論」を「自衛隊のPKF参加」の方向に誘導しようとしているのだろう。公明党と民社党が出た「凍結案」というのは、日本人をだます結果をもたらしたにすぎない。現在の自衛隊がやっている道路補修は、PKFとして参加しないのであ

れば民間企業でも可能であり、自衛隊を派兵する必然性はない。日本政府は何が何でも派兵の実績づくりを必要としたにすぎない。

明石康をUNTACの代表にすえろ、と国連事務総長に働きかけたのは日本国外務省であり、日本はカンボジアを足がかりとして、「経済大国」から「政治・軍事大国」への転化を目指している。私たち革命派は、海外派兵された自衛隊を自由に抗撃する権利と義務を持っている。

・Gさん（獄外）

泉水さんことを良く知りませんでしたが、ザ・パスポートを読んで、すごい人だなと感心しました。

お詫びと訂正

29号の訂正

誤植等をお詫びし、以下のように訂正します。

① P 7 上から 6 行目

強化。……ている。→強化。ゴルバチョフが第三世界の反帝闘争を帝国主義に売り渡した今、帝国主義に抗して闘っている。

② P 7 上から 19 行目

評価や路線→評価や革命路線。

③ P 9 下段後から 12 行目

自衛隊を送る以上は、犠牲を覚悟せんかい！→このような身勝手な国の軍隊の派兵は、この意味でも許されない！



شهادة الأطفال في زمن الحرب

脱出果てサルワ アッサー・リビー (14才)

庄司先生一周忌追悼♪

92.10.5 丸岡信彦

先生の一周年にあたり、心より追悼します。

言葉、語るべき言葉を匂出せぬ

我が身果てようとも 永遠の同志

この10月。67年の羽田斗争で、山崎博昭同志が機動隊に殺されたから
25周年。チエ・ゲバラ同志の戦死25周年でもあります。

我が同志。日高敏彦の戦死からも16年。（私の父の死からも3年）

改めて、進歩的人士たち、革命家たちの生と死について考えます。

ここで使つて「永遠の同志」の同志の意味は、広い意味においてです。先生は
もちろん私たちのメンバーではありますまいませんが、私が（私たち）には、「志を
同じにする」戦友でした。

※ 日本と世界の変革を目指すという意味で

の爆破であった。ハイティーンの少女で、人々から「南部の花嫁」と呼ばれている。シリア民族社会主義党（シリヤと無関係のレバノン人の組織）青年部員であった。作戦出発前にビデオで声明を残していた。両親への遺書も残していた。自らの志願であること、自分の幸福は南部レバノン解放に命を捧げること、などを語っていた。「私の死を悲しまないで下さい。私は南部レバノンの花嫁になります」。両親はむろん知らなかつた。知った時は嘆き悲しんだが、すぐに自分たちの娘を誇りに思う、と語つた。娘を失うことがどんなに悲しいことであろうか。これを書きながら私も泣いている。飽食に明け暮れる日本人が「決死作戦」を批判するのは易しい。毎日命と生活に脅威がないからである。だが、闘わなければ敵に殺される。これが現地の姿なのだ。いつも慈悲深く優しい人々をここまで駆り立てたのは、侵略と抑圧に対する怒りである。

●「中東和平会議」の今

「海岸戦争」の後、米国は、アラブ人民の「バレスチナ解放の大義」の存在が脅威になつた。なぜなら、それはアラブ人民の反米意識の根

本要因であり、米国による中東の一極支配を実現するには叩きつぶすか緩和するしかない。その結論が、バレスチナ国やアラブ諸国が提唱していた「PLOを含む全当事者参加の国連主催の和平会議」ではなく、「PLOを排除した米国主導の和平会議」であった。

そして、テーブルの下では銃口が向けられており、アラブ側に「消滅か妥協か」と迫つてゐる。

八八年の独立宣言以降にバレスチナ国を認めている国は百カ国以上に達しているが（日本は不承認）、米国は、承認せずEC諸国でさえPLOがバレスチナを唯一代表すると認めてゐるのに、それも認めていない。「和平会議」においてもPLOの参加を認めず、別の代表団を組ませた（実質的にはPLOだが）。そして包括的和平協議ではなく、イスラエルと各との個別交渉にした。イスラエルにその方が有利だからである。ヨルダン、シリヤ、レバノンにイスラエルを国として承認させ、バレスチナをあくまで「避難民問題」、「自治問題」として済ませるために、これは、バレスチナの民族自決を許さず、イスラエルの二級市民としての位置を与えること

無視してアラブ側に分割した領土さえもバレスチナに返されないということだ。できれば、バレスチナ人をヨルダンの連合国としてヨルダン川以東に追放したいのが、イスラエルの本音である。

日本のマスコミは、先のイスラエルの総選挙で労働党政権が成立したこと、中東和平成立がすぐかのように書いているが、イスラエルの基本戦略は変わらない。対応の仕方が少しそフトになるにすぎない。新首相ラビンこそが、八七年一二月からのインティファード弾圧に「鉄拳政策」を打ち出し、バレスチナ人の骨を折れと命じた国防相その人である。

バレスチナのこのような困難な状況を変えるには、バレスチナ人民の闘いを支える国際的な人民の連帯が必要とされる。日本政府の言う「國際貢献」は、帝国主義陣営（米欧日三極）による世界秩序の構築であつて、決して国際平和を目指したものではない。必要なのは人民の側の国際連帯であり、その力で、北側「先進」諸国の横暴をくぐ止め、民族自決と平等友好、共生共助の平和的な世界を構築することが人類の理想に近づく道である。



1982年9月20日、シャティーラ・キャンプ[UNRWA提供]

つの戦術にすぎないが、日本では日本のかつての特攻隊に像がダブり嫌悪する人が多いかもしれない。だが、本質的には異なる。レバノン人民、バレスチナ人民は闘わなければ、

年になつても毎週のように決死作戦が闘われた。イスラエルは南部の直接統治をあきらめた。

八三年一〇月、米海兵隊本部爆破。

シア派のイスラミック・ジャード（イスラム聖戦機構）の青年がトラックにTNT爆薬を積んで、建物ごと爆破し二四一名の海兵隊員を道連れにした。この時に生き残った米兵は歩哨をしていた者、屋上にいた者たちである。その歩哨が語った。「一台のトラック

が近づいた時、静止させようとしたが、そのまま突っ込んできた。自分の前を通過する時に運転していく青年はほほえんでいたのが強く印象に残っている」。

イスラエル軍の検問所を車ごと決死爆破。八三年から八五年にいくつものイスラエル軍とS.L.A.の検問所、バトロール部隊、拠点が決死隊によって爆破されていった。その中で多くのアラブ人民に感銘を与えたのが、レバノン人の少女によるイスラエル軍検問所

の子は、首を針金のようなもので縛られていた。（中略）病院ではバレスチナ人の医師が連れ出され、殺された。……負傷者たちはベッドの上で殺された。一九歳の看護婦が大勢の民兵に犯され、切り刻まれた。（中略）一七日、イスラエルの放送は、イスラエルが「キャンプを清める」仕事をファランジストに任せたと伝えた。イスラエル兵たちは虐殺を自撃するが、それを止めるどころかファランジストに食糧と水を供給し続けた。……イスラエルの従軍記者たちがファランジスト民兵にインタビューすると、「俺たちは奴らを殺して、その母親や妹たちを犯しに行くんだ」という答えが戻ってきた。……夜九時、（イスラエル軍の）エイタン参謀総長はシャロン国防相に電話し「彼らはやり過ぎた」と言ったが、中止命令はなかった。（中略）夫と娘を失ったバレスチナ人女性の小さな娘はキャンプの外の病院にいた母親を心配して病院に向かい行方不明になつた。のちにイスラエル軍の手から生還した親戚の人が、キャンプから引き立てられて道のわきに殺されて倒れている娘を見た、と伝えた。……これが六百万人の同胞をナチス・ドイツに虐殺されたユダヤ人のシオニスト軍隊が、手

先を使って行ったことである。半世紀前にヨーロッパ占領時のナチスがセルビア人虐殺をクロアチア人を使ってやつたように。虐殺現場から逃れ、泣き叫びながら人々に助けを求めるバレスチナ人女性、彼女を抱きとせたと伝えた。イスラエル兵たちは虐殺の下で腐敗したガスで膨脹した死体。目をくり抜かれた老人の死体。「戦争だから」の一言で片づけられるのだろうか。

虐殺の意図は何か。バレスチナ人とレバノンキリスト教徒右翼との抗争という単純なものではない。ペイルートに残るバレスチナ住民全員を追い出すために、イスラエルが仕組んだものだ。四八年五月の「イスラエル建国」を前にした四月、シオニストどもは、バレスチナ人のディール・ヤシン村を襲撃し二四五人を虐殺した。虐殺テロが全土に拡がり、追放措置もあり一ヵ月余で三〇万人ものバレスチナ人が故郷を捨てた。その再現が狙いである。

しかし、この虐殺はイスラエルにとって逆効果をもたらした。被占領地内のバレスチナ人は、この虐殺を見て闘いか死かその二つしかないと悟り、それが五年後（八七年一二月）から始まり現在も続いているインティフ

アーダ（蜂起）の闘いにつながっている。このストと石の抵抗運動すでに千数百人のバレスチナ人が四年半の間にイスラエル軍の銃弾で倒れている。日本の新聞には出ないが、火炎瓶闘争などは今も毎日続いている（この八月末には一六歳の少女がイスラエル警備員をキッチャンナイフで刺そうとした）。

レバノン人民にもイスラエルとその手先に成り下がったキリスト教徒右翼（主要にはファンジストとSLA）に対する強い敵愾心を育てた。その怒りの矛先は、こういう事態が予想されたが故に残留するはずであつたのに、PLOとアラブ平和維持軍（アラブ・リーグの決定でシリヤ軍が駐留）撤退後に引き揚げてしまつた米仏伊多国籍軍にも向けられた。

●決死作戦を実行するレバノン人民

レバノン人民が、イスラエル軍と手先のファシスト民兵、多国籍軍に大きなダメージを与えた数多くの決死作戦。レバノンのイスラム・シア派教徒から共産党員にいたるまで多くの戦士が、爆弾を車に積み、あるいは身体に巻いて散つていった。あくまでこれは一

（資料二）『話の特集』92年12月号より

丸岡修

サブラ、シャーティーの 虐殺から十年、 中東和平会議の今

●パレスチナ住民大量虐殺

十年前の八二年九月一六日から一八日、レバノンの首都ベイルート南郊のパレスチナ人キャンプのサプラとシャティーラで、イスラエル軍の包囲下、レバノンキリスト教徒右翼のカタエフ（ファランジスト）とSLA（南部）レバノン軍（イスラエルの傀儡軍）の民兵によって三千人強が虐殺された（ブルドーザーで多くの死体が埋められ、正確な数は不明）。イタリアの港湾労働者はイスラエル船の荷積みを拒否し、EC諸国でさえイスラエルを公式非難した。被占領地パレスチナではパレスチナ人だけでなくユダヤ人も抗議行動を起こ

した。

避難民キャンプと言えば、日本の人々にはテント村のイメージだろうが、実際には一、二階建ての家が並んでいる。昔の日本の長屋と路地を連想してもらえば良いが、木造ではなくブロック造、汲み取り便所ではなくアラブ式水洗便所（日本と同じしゃがみ込み。ただし逆向き）である。車が通れる道もあれば、人しか通れない路地もある。広くはないが一応住宅の体裁はある。豊かではないが貧しくもない。スラムではなく庶民集落である。それが戦火で地獄に化した。

現場を訪れ、世界に衝撃のニュースを送った廣河隆一氏の著『パレスチナ』（岩波新書）から一部抜粋する（立場は異なるが身の危険をものともしない氏の勇気には敬服する）。

『ハンカチを頭の上にかぶせた死体。のちの証言では頭をオノで割られたのだという。一軒の家の庭には、その家の住民と思われる女性と子どもたちが瓦礫の上に投げ出されていた。一番上に幼児がうつぶせになっていた。一番上に幼児がうつぶせになっていたのは、おそらく叩きつけられたのだろう。さるぐつわをかまされた女性が、服をひきさかれて死んでいた。チエックのスカートの女の子が手を差し伸べるようにして殺され、男

組織として国際的に強い非難にさらされている日本赤軍の活動の手段とするため、不正旅券の入手を企て、取得した本件不正旅券を現実にそのように利用していたこと、その取得の過程において、一般人を一人ならず巻き込んだこと、本件不正旅券は右のようにして取得されたため、通常の出入国審査によつてこれを見破ることは極めて困難であつたことなどに照らして、この種の犯行としては悪質なものといわなければならない。

そうすると、被告人は、ダッカ事件の超法規的措置により出国する以前は、日本赤軍と無関係であつたが、右出国により関わりができ、後に正式に日本赤軍の構成員となつて、その立場から本件犯行を遂行することになったものであり、出国することも、日本赤軍に参加することも、本件犯行に関与することも、すべて被告人自らが選択したことではあるが、見方によれば、運命に弄ばれたとの感がないではなく、被告人がこの間の心情について述べるところに同情の余地がないとはいえないこと、その他被告人の身上等、被告人に有利な情状を酌み、共犯者内間にに対する科刑の状況を考慮に入れても、原判決の量刑が重すぎて不当であるとは思われない。

果たしたにすぎず、せいぜい幇助犯であって、共謀共同正犯の責任を問われるような立場にはなかつたと主張する。しかし、被告人は、不正旅券を必要とする日本赤軍の側の窓口となり、内間に對しその入手を依頼したのを初めとして、不正旅券の入手の準備行為をする側の同人と連絡を保ち、種々の折衝をしていたものであつて、一方の側を代表する要の役割を果たしてはいたということがで
きる。更に、被告人は、本件不正旅券の件が被告人の側から発覚したことから、短時間のうちに自己の資産を整理して、内間に對し迷惑料として一万ドルを支
払つてゐるが、このことは、内間との折衝過程において被告人が主体的に行動
していきたことを端的に示すものであるとみられる。被告人は、本件旅券法違反
の犯行において、單なる連絡役ではなく、主体的積極的に重要な役割を果たし
ており、原判示のとおり、丸岡、内間、仲島、伊良波と共に謀のうえ、同違反を
犯した正犯であると認める事ができる。

5 控訴趣意第四について
所論は、量刑不当の主張である。
しかし、本事案は原判決認定のとおりのものである上、被告人は過激派

4 控訴趣意第三について

所論は、被告人が内間に對し本件旅券の不正入手を依頼したという証拠は、原審証人内間の供述のみであつて、これを裏付ける証拠は一切存在しないが、同人の供述は信用性に乏しく、被告人を有罪と認定する原判決は事実を誤認したものであるといふ。

しかし、内間の供述は、被告人にとつて共犯者の供述であつて、一般的にはその信用性については慎重な検討が必要なものはあるが、内間は、原審公判で供述する當時、既に本件旅券法違反による有罪判決が確定して受刑中であつた上、その供述は、被告人の面前において真摯になされ、弁護人の詳細な反対尋問にもよく耐えており、若干の変転や不明確な点はあるにしても、その内容に不自然、不合理とまでいふべき点は見当たらぬ。被告人は、当審第三回及び第四回公判に至つて事実關係について供述するようになつたが、その供述を考慮に入れても、内間の供述はその大綱において十分信用できるものと認められる。

弁護人は、当審の事実取調べ後の弁論において、被告人は、単なる連絡役を

件職務質問は当初から、匿名通報の対象人物を逮捕する目的で行われた違法なものであると主張するが、証拠を検討しても、そのようには認められない。次に、丸岡の本田巡査部長に対する公務執行妨害の事実については、原判決がその存否の認定を避けているところであって、当裁判所もこれに従うが、甲四七は外務省移住部旅券課で保管中のもの、甲四八ないし五二は沖縄県旅券事務所で保管中のものであるところ、職務質問を受けた者が旅券の名義人である伊良波とは別人であるとの嫌疑が消滅していなければ、捜査機関の側では、旅券の名義人である伊良波の氏名や本籍、住所等が判明していたから、刑訴法一九七条二項により、旅券発給関係の官公署に照会し、書類の写しの送付を含めて必要事項について報告を求め、更に捜索差押許可状等の令状の発付を受けて、必要書類を差押えることにより、右の甲四七ないし五二の各証拠は適法かつ確實に入手し得るものであったということができる。そうすると、仮に所論が主張するように、丸岡に対する現行犯逮捕が違法で、その現場における旅券（甲四六）の押収が違法であつたとしても、甲四七ないし五二はいわゆる毒樹の果実として許容されない証拠に当たるものとはいえない。

致後遅滞なく弁解録取の手続をとられて、被疑事実の要旨や弁護人選任権を告知されていると認められる。右の事実関係によれば、被告人の逮捕に際して、犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知は「直ちに」行われているということができる。

3 控訴趣意第二の二について

所論は、原審で取り調べた甲四七（伊良波秀男名義の一般旅券発給申請書）、甲四八（同人名義の一般旅券受領証）、甲四九（沖縄旅券事務所から同人宛の郵便はがき）、甲五〇（同人名義の一般旅券発給申請書）、甲五一（同人の住民票の写し）、甲五二（筆頭者伊良波本盛の戸籍謄本）は、警察官の丸岡修に対する違法な職務質問に続く違法な逮捕に際して甲四六（伊良波秀男名義の数次旅券）を押収することにより、初めて捜査当局がその存在を知り得たものであって、いわゆる毒樹の果実であり、違法収集証拠として証拠となし得ないものであるという。

まず、職務質問の状況についてみると、丸岡の供述を考慮に入れても、これに關与した警察官らの供述を信用できないとすべき理由はない。弁護人は、本

の判決がなされるべきであったという。

しかし、被告人のフィリピンにおける身柄拘束は同国の主権に基づいてなされたものであつて、日本国の警察官による逮捕と同視できるものではなく、また、被告人の日本航空の航空機への搭乗は、同国の退去強制処分の結果として行われたものであり、右航空機内において日本国警察官による監視が行われていたとしても、直ちにこれを日本国警察官による逮捕と同視することはできなかから、これらの際に犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知が必要とされるものではない。

そして、被告人は、フィリピンから我が国に向かい、足摺岬へ約二〇〇海里の地点を飛行中の日本航空の航空機内において、昭和六三年六月八日午後六時五〇分、警視庁公安部公安一課司法警察員警部根本忠正から逮捕状（被疑事実の要旨の記載のほか、「なお、この令状によつて逮捕された被疑者は弁護人を選任することができる。」との記載もある。）を示されて逮捕され、我が国に到着後、同日午後一〇時五分同警部のもとに引致されていることなどが、記録上明白であり、被告人の原審公判における供述にも徴すると、被告人は、右引

ツク犯人の影響下で行う犯罪行為を容認しその刑罰権を喪失していると考えられるから、原審には被告人に対する裁判権がなく、刑訴法三三八条一号により公訴棄却の判決がなされるべきであったという。

しかし、ダッカ事件の際ににおける被告人の身柄釈放は、人質をとったハイジャック犯人の要求によりやむを得ずに行われた超法規的措置であり、その効果としては、現実に被告人の身柄を釈放したことに尽き、日本国がそれによつていかなる範囲においても、被告人に対する刑罰権ないし裁判権を放棄したとか喪失したと解さなければならぬ理由はないから、原審がその後犯した被告人の犯罪行為を審判し被告人に対し刑罰を科し得ることに疑問を差し挟む余地はない。

2 控訴趣意第二の一について

所論は、逮捕時被告人に対して行われた犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知は、憲法三四条前段、刑訴法二〇三条一項の「直ちに」の要件を欠くものであつたから、被告人の逮捕手続には重大な違法があり、これを看過してなされた本件公訴提起の手続は無効であつて、刑訴法三三八条四号により公訴棄却

報酬三〇万円を支払うことを告げたうえ、三十七、八歳から四十一、二歳の男性の条件で右書類を提供してくれる者を探すよう依頼し、内間がこれを仲島弘和（沖縄県人）に、仲島が伊良波秀男（沖縄県人）にこの話を伝えてそれを丸岡了承を得、丸岡及び内間、仲島、伊良波と共に謀のうえ、七月二七日、丸岡において不正の行為により、同人の写真を貼付した伊良波名義の旅券の交付を受けた。被告

四 原判決の主文（平成三年一月一八日東京地方裁判所宣告）

被告人を懲役二年に処する。

（検察官の求刑・懲役二年六月）

五 当審判決の主文

本件控訴を棄却する。

六 当審判決の理由の要旨

1 控訴趣意第一について

所論は、要するに、国はダッカ事件の超法規的措置により被告人をハイジャック犯人に放り出したのであるから、被告人に対する関係においては、ハイジャッ

1992年12月24日発行

資料二

被告人泉水に対する判決要旨

一 事件名 旅券法違反

二 被告人

三 善井 本籍 千葉県木更津市桜井四九四番地

四 住居 東京拘置所在監中

既 決 囚

泉 水

昭和一二年三月一〇日生

博

三 事案の概要

被告人は、昭和五二年、強盗殺人罪による無期懲役刑を旭川刑務所で受刑していた際、いわゆるダッカ事件の超法規的措置により身柄を釈放され、その後日本赤軍に加入してフィリピンに居住していた。昭和六二年五月ころ、日本赤軍の構成員丸岡修が使用する不正旅券を入手しようと企て、内間正秀（フィリピン居住の沖縄県人）に対し、旅券を取得するのに必要な戸籍謄本、住民票の写し、身分証明書等の書類及び旅券事務所から送られるはがきと引き換えに、

①他の
泉水同志

②報道

泉水同志を非難した部分では「泉水同志は余地はあるが」をつけていた。これは、逮捕されると彼の立場が悪くなることを防ぐためである。